◇**道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二四二号）（国土交通省）

道路法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第三〇号）の施行期日は、平成二五年九月二日とすることとした。

◇**道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二四三号）（国土交通省）

一　道路法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行うことができる都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物は、トンネル、橋その他国土交通大臣が定める施設又は工作物とすることとした。（第一条の六関係）

2　道路法第一七条第六項の場合における同条第七項の規定による同法の適用についての読替えの方法を定めるものとすることとした。（第一条の七関係）

3　国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び開始の日を告示しなければならないこととした。（第二条関係）

4　国土交通大臣が道路法第二七条第三項の規定により道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号に掲げるもの等のうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとすることとした。（第四条の三関係）

5　国土交通大臣が維持修繕協定の締結等の道路管理者の権限を代行する場合における意見聴取等の手続について定めるものとすることとした。（第六条関係）

6　国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が国庫に納付する負担金の額を定めるものとすることとした。（第二一条関係）

7　国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等改築都道府県等負担額等を通知しなければならないものとすることとした。（第二三条関係）

8　施設等改築都道府県等負担額等に関する規定の指定市が都道府県道の管理を行う場合等についての準用について定めるものとすることとした。（第二六条関係）

9　道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとするほか、国土交通省令で定めるものとすることとした。（第三五条の二関係）

㈠　道路の構造等を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

㈡　道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

㈢　前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食等を把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

10　国土交通大臣の権限のうち、施設等改築負担基本額等を通知することは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任しないものとすることとした。（第三九条関係）

二　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条第一項に規定する国の貸付金及び国の貸付けに係る都道府県等の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二〇年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること等とすることとした。（第四条関係）

三　この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年九月二日）から施行することとした。

◇**学校教育法施行令の一部を改正する政令**（政令第二四四号）（文部科学省）

1　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないこととした。（第五条関係）

2　視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定の整備を行うこととした。（第九条及び第一〇条関係）

3　市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないこととした。（第一一条関係）

4　視覚障害者等のうち児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定の整備を行うこととした。（第一七条及び第一八条関係）

5　市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くこととした。（第一八条の二関係）

6　この政令は、平成二五年九月一日から施行することとした。

◇**金融商品取引法施行令の一部を改正する政令**（政令第二四五号）（金融庁）

1　有価証券の空売りに係る規制の見直し

㈠　空売りを行う場合の価格に係る規制について、空売りに係る有価証券の価格が一定の水準に達した段階で規制が適用される枠組みとすることとした。（第二六条の四関係）

㈡　空売りに係る情報の提供等について、金融商品取引所が上場する指定有価証券の空売り全般に係るものを対象とするとともに、空売りに係る情報を当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所に提供し、主たる金融商品取引所が公表する枠組みとすることとした。（第二六条の五関係）

㈢　一定の私設取引システムにおける売付けを規制の対象に加えることとした。（第二六条の二の二、第二六条の三、第二六条の四第六項、第二六条の六関係）

2　有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等の見直し

㈠　有価証券の所有者数が最近五事業年度の全ての末日において三〇〇名未満であって内閣総理大臣の承認を受けた場合には有価証券報告書の提出が免除されることとなる対象有価証券として、外国会社が発行する株券及び優先出資証券の性質を有するもの（預託証券の形式によるものを含む。）を追加することとした。（第三条の五、第四条の一〇関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二五年一一月五日から施行することとした。

◇**自衛隊法施行令の一部を改正する政令**（政令第二四六号）（防衛省）

1　平成二五年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四、六〇三万円とすることとした。（別表第一二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。